



## 省エネルギー設備等設置助成事業の実施

西東京市では、省エネルギー設備等の普及を促進し、地球温暖化対策に寄与するため、住宅等に省エネルギー設備等を設置する方に対し、その設置に要する費用の一部を助成します。

### 【助成対象設備機器】

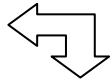
機器	対象者	用 件	助 成 額
節水節湯水栓	市民	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく「住宅・建築物の省エネ基準」または「住宅事業建築主の判断の基準」の規定（基準）を満たさない既設の水栓を基準を満たす水栓に取り替えること。 節湯A1・B1・C1、節湯A・節湯B・節湯ABの表示がされていること。	工事費用の50% 上限5万円
直管型LED照明	市内に集合住宅を有する個人又は管理組合等	ア 集合住宅の共用部分等に設置されている直管型蛍光灯照明器具の全体を直管型LED照明器具に取り替えること。 イ JIS規格C8159-1に基づく照明器具及びそれに準ずるものであって、既設の直管型蛍光灯照明に比較し、省エネルギー効果が高いものであること。	工事費用の50% 上限15万円
節水型トイレ	中小事業者等	既設のトイレを節水型トイレ（JIS規格A5207の「節水Ⅱ形大便器」の認証を受けているもの又は同等の性能を有することが証明されているものに限る。）に取り替えること。	工事費用の50% 上限10万円

### 【事業効果】

- ①「節水節湯水栓」…特にお湯を使用する際にガス使用量を抑えることができ、温暖化対策に貢献することができる。
- ②「LED照明」…集合住宅の廊下やホール等、比較的点灯時間が長い場所の照明器具をLED照明に換えることで、消費電力が抑えられ、長寿命であることからコストも抑えられる。また、LED照明は、環境に有害な水銀が含まれないため、廃棄する際にも環境に負荷を掛けないという利点もある。
- ③「節水型トイレ」…水使用量を抑えることで、上水処理及び下水処理に要する電力使用量を抑える効果があり、温暖化対策に貢献することができる。

【問い合わせ先】 みどり環境部環境保全課（TEL：042-438-4042）

資料 7 のポイント



《取組みの特徴》アピールポイントなど

- ◆水に着目した地球温暖化対策を実施している自治体は全国でも非常に少なく、都内の自治体では初の取組みとなる。
  - ◆水は、すべての市民の方が利用している資源であり、生活の中でどなたでも地球温暖化対策に容易に取り組むことができる。
- 《期待できる効果》
- ◆機器により違いはあるが、水栓で1ヶ所当たり年間約 95 k g C O 2、トイレで約 3,600 k g C O 2の温室効果ガス削減効果がある。
  - ◆どなたでも取り組める地球温暖化対策として、環境啓発の推進が図られる。